

補せしむること、各支部に於て努力すること。

四 公認方法

公認候補の決定は、支部又は支部準備会の推薦に基き、本部執行委員会決定す。

支部又は支部準備会の推薦手續は、左記條項を明記の上、おそく七月末日迄に本部府県会議會選舉對策委員会宛に送附すること。

五

六 候補者氏名(分ナリ)

B 年齢

C 現住所

D 職業

E 所属團體名

F 經歷

G 選挙区

H 定員

四 一般地方政綱

四 別紙参照(第参号)

四 別紙参照(第四号)

四 別紙参照(第四号)

選挙對策委員会

三日

選挙對策委員会

六 選挙標語

四 別紙参照(第五号)

四 選挙戦術

四 他、長産政党上の関係は其程度本部と協議すること。

四 支部及支部準備会は選挙情報部を設け、一候補につき一名づつ、の情報部員を配置し、専ら其一週一回以上本部情報部へ報告すること。情報部員は今月中に決定し、本部對策委員会に通告すること。

四 本部應援方法

四 吾党政策を表示するポスターを本部に於て作製し、各候補者に実費を以て配布すること。原則とす。

但し選挙費用少き候補に對しては、原資交付す、而し其場合、於て選挙事務長は選挙費用中に配帳すること。

四 一般地方政綱のシラを本部に於て作製し、各候補者に実費を以て配布すること。原則とす。

四 以下海境部一併し書同文。

四 本部選挙對策委員会

四 本部選挙對策委員会